

# 家畜衛生情報 No.1 令和2年4月1日



西北地域県民局地域農林水産部 つがる家畜保健衛生所  
津軽地区家畜衛生推進協議会  
つがる市木造若竹2-1 TEL 0173-42-2276 FAX 0173-42-6087

## 精液・受精卵を適正に保管しましょう！！

以下の項目に1つでもあてはまる家畜人工授精師は、

**令和2年6月30日までに家畜人工授精所を開設してください。**

- 他者所有の雌牛に人工授精等をする者**
- 他者へ譲渡する精液・受精卵を保管する者**

○ 家畜人工授精所開設申請に必要なもの

① 家畜人工授精所開設許可申請書（県収入証紙 5,700 円）

② 家畜人工授精所配置図及び器具設備の概要

〈器具設備例〉

- ・薬用器具庫戸棚 ・冷凍冷蔵庫 ・ガスコンロ ・流し台
- ・実験台 ・精液注入器 ・子宮頸管鉗子 ・膣鏡
- ・膣鏡電灯・ストローカッター ・ピンセット ・ポンベ

③ 家畜人工授精所構造設備の平面図及び周辺見取り図

④ 管理人工授精師の免許証の写し

お問い合わせはつがる家畜保健衛生所まで

つがる家畜保健衛生所（平日8：30～17：15）0173-42-2276

緊急用携帯（平日17：15以降、土日祝日） 090-8788-7459

# 家畜人工授精・受精卵移植を適正に実施しましょう

## ○ 家畜人工授精用精液証明書及び家畜体内（体外）受精証明書の適正管理

- ☑ 精液や受精卵を注入したり譲渡したりするには証明書が必要です
- ☑ 裏面の譲渡の欄は記入漏れのないよう記入してください

## ○ 家畜人工授精簿への適正な記録及び保管

- ☑ 家畜人工授精又は受精卵移植を実施したら、家畜人工授精簿に記録しましょう
- ☑ 家畜人工授精簿は5年間保存しましょう
- ☑ 注入した精液や移植した受精卵に対応した証明書は、授精証明書や受精卵移植証明書を交付する前においては、家畜人工授精簿に添付しましょう

## ○ 授精証明書及び体内（体外）受精卵移植証明書の適切な交付

- ☑ 授精証明書及び体内（体外）受精卵移植証明書の交付に当たっては、実際に注入した精液や移植した受精卵に対応した証明書を添付するほか、子牛登記上、実際に使用した精液のストローも併せて添付してください
- ☑ 授精証明書や体内（体外）受精卵移植証明書を交付しない場合（不受胎の場合）は、使用した精液や受精卵の証明書は、家畜人工授精簿に添付することになります